

# 宇佐市男女共同参画推進条例

平成 25 年 3 月 21 日公布  
条例第 2 号

## 目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 男女共同参画推進のための基本施策（第 9 条—16 条）

第 3 章 宇佐市男女共同参画審議会（第 17 条—第 19 条）

第 4 章 雑則（第 20 条）

## 附則

第 1 章 総則

### （目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者等及び教育に携わる者の役割を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を目指すことを目的とする。

### （定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- （2）積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- （3）市民 市内に住所を有する者又は市内に通勤若しくは通学をする者をいう。
- （4）事業者等 市内において事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- （5）教育に携わる者 学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において教育活動を行うすべての者をいう。
- （6）ドメスティック・バイオレンス 配偶者等の男女間において、個人の尊厳を冒すような身体的、精神的、性的又は経済的な暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。
- （7）セクシャル・ハラスメント 他の者を不快にさせる性的な言動（以下この号において「性的な言動」という。）により個人の生活環境を害すること又は性的な言動に対する個人の対応に起因して当該個人に不利益を与えることをいう。

### （基本理念）

第 3 条 男女共同参画の推進は、次に掲げる理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、推進されなければならない。

- （1）男女が人としての尊厳を重んぜられること、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- （2）性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女

の自由な活動の選択を妨げることをないように配慮されること。

(3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策及び事業者等における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職業生活その他の社会における活動を行うことができること。

(5) 男女が互いの身体の特徴について理解し合い、性と生殖に関する健康と権利を互いに認め合い、生涯にわたり心身共に健やかに生活を営むことができるようにすること。

(6) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われること。

(市の役割)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、計画的に実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進にあたっては、市民、事業者等、国及び他の地方公共団体との連携及び協働に努めなければならない。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置等を講じるよう努めなければならない。

4 市は、事業者として、その職場において、自ら率先して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(事業者等の役割)

第6条 事業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動において男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の役割)

第7条 教育に携わる者は、教育が果たす役割の重要性を考慮し、教育を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 教育に携わる者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、家庭、地域、職域、学校その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる性別による権利侵害行為を行ってはならない。

(1) 性別による差別的な取扱い

(2) セクシャル・ハラスメント

(3) ドメスティック・バイオレンス

## 第2章 男女共同参画推進のための基本施策

### (男女共同参画計画)

第9条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」と言う。）を策定しなければならない。

2 市は、男女共同参画計画を策定又は変更するに当たっては、あらかじめ宇佐市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 市は、男女共同参画計画を策定又は変更したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

### (施策の策定に当たっての配慮)

第10条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に十分に配慮しなければならない

### (施策の立案及び決定への共同参画)

第11条 市は、法令等により設置された委員並びに委員会、審議会及びこれらに準ずるものの構成員の選任に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るように努めるものとする。

### (市民等の理解を深めるための措置)

第12条 市は、男女共同参画に関する市民及び事業者等の理解を深めるため情報の提供、啓発活動等に努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者等と協働して男女共同参画を推進するため、啓発その他の活動を行う人材の育成に努めるものとする。

### (仕事と生活の両立への支援)

第13条 市は、男女が共に家庭生活における活動とその他の活動を両立して行うことができるように、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### (調査研究)

第14条 市は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な実施のため、必要な情報の収集及び分析その他の調査研究を行うものとする。

### (市民及び団体への支援)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関する活動を行う市民及び団体に対し、当該活動に係る助言、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

### (相談への対応)

第16条 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因となる人権侵害に関し、市民又は事業者等から相談があったときは、国及び他の地方公共団体又は民間の関係団体と連携を図り、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第3章 宇佐市男女共同参画審議会

### (設置)

第17条 男女共同参画計画その他男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議するため、市長の附属機関として宇佐市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を所掌事務とする。

(1) 市長の諮問に応じて、男女共同参画計画の策定又は変更について調査審議し、

その結果を市長に答申すること。

- (2) 男女共同参画計画の実施状況に関する内容についての報告を受け、必要に応じて、これに対する意見を述べること。
- (3) その他男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議し、市長に意見を述べること。

(組織)

第 18 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

- 2 審議会の委員は、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。この場合において、審議会の委員の一部については、公募によるものとする。
- 3 審議会の委員の構成は、男女のいずれか一方の委員の数が審議会の委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。
- 4 審議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の審議会の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審議会の委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(規則への委任)

第 19 条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第 4 章 雑則

(委任)

第 20 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条第 2 項及び第 3 章の規定は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定されている宇佐市男女共同参画プランについては、第 9 条第 1 項の規定により策定された男女共同参画計画とみなす。